資料提供(投げ込み) 令和3年12月15日(水)	
場所 津市政記者室	
事務担 当課	
所 属	職・氏名
建設部津北工事事務所	維持担当副参事
(電話059-253-2272)	水谷 誠
建設部津南工事事務所	維持担当副参事
(電話059-254-5351)	竹田 正憲

委託料過払金返還等請求に関する支払いについて

このことについて、令和3年12月13日(月)、有限会社天満石工業から草刈業務等の業務委託契約等に係る返還金の一部として、818万2,600円(合計22件中6件分の過払金元金)の支払いがありました。その内容は、下記のとおりです。

記

1 経過

有限会社天満石工業においては、平成27年度から令和2年度まで合計22件の草刈業務等について、仕様書に応じた草の処分等を行っておらず、当該委託業務等の一部が履行されていないことが明らかとなりました。そのため、津市は、有限会社天満石工業に対し、令和2年12月16日(水)、仕様書に応じた草の処分等を行わなかったことなどを理由として、各業務委託契約等を解除し、津市と有限会社天満石工業が同年6月4日(木)に締結した除草業務委託に係る委託料649万円について、当該委託料等の過払金及び契約解除に伴う違約金(損害金)と対当額で相殺した上で、相殺後の当該委託料等の過払金2,030万7,339円及び当該委託等の過払金に対する遅延損害金支払日の翌日から支払済みまで年5分又は3分の割合による金員、契約解除に伴う違約金(損害金)26万3,327円及び当該違約金に対する同年12月17日(木)から支払済みまで年3分の割合による金員の支払を求めましたが、有限会社天満石工業から支払われることはありませんでした。

それに伴い、津市は、令和3年2月12日(金)、津簡易裁判所書記官へ委託料 過払金返還等請求に係る支払督促を申立てましたが、有限会社天満石工業は同年3 月1日(月)に同裁判所に本件支払督促に対する異議の申立てを行ったことから、 津地方裁判所において審理されるに至り、同年7月21日(水)付けで津市の請求 どおりの判決が言い渡され、強制執行手続を経て債権回収を進めていたところ、同 年12月13日(月)、有限会社天満石工業から合計22件の業務委託契約等に係 る返還金の一部として、6件の業務委託に係る過払金元金818万2,600円が 支払われました。

2 過払金等返還金の内容

- (1) 平成29年度北河維担第1-1号藤方地内幹線水路敷草刈業務委託に係る過払金元金1,014,120円
- (2) 平成29年度北道維担第1-29号津地区路肩等草刈業務委託(その1)に係る過払金元金1,381,320円
- (3) 平成29年度南河維担第1-5号高茶屋小森町地内幹線水路除草業務委託に 係る過払金元金413,640円
- (4) 平成30年度北道維担第1-29号津地区路肩等草刈業務委託(その1)に係る過払金元金1,959,120円
- (5) 令和元年度北道維担第1-29号津地区路肩等草刈業務委託(その1)に係る 過払金元金2,318,800円
- (6) 令和元年度北河維担第1-1号藤方地内幹線水路敷草刈業務委託に係る過払金元金1,095,600円